

出生届

提出期限	生まれた日を含めて3か月以内(例えば10月23日に生まれた場合は翌年1月22日まで)に届け出ます。 ※出生により外国の国籍も取得している場合は、この届出期限を過ぎると日本国籍を失うため、日本側への出生届はできません。
届出人	原則として父又は母(外国人でも可)
届出方法	当事務所窓口へ直接届け出る(当事務所又は市町村役場に郵送可)
届出に必要な書類	・出生届： 2通 ・外国官公署発行の出生登録証(明)書又は医師等作成の出生証明書(何れも原本)及び同和訳文： 2通(原本1通、写1通) ・医療機関等の所在が分かる書面： 1通 ・日本国籍を証明できる書類(届出人の有効なパスポート等) ※郵送で提出する場合にはコピーを同封する。： 2通

【注意】

○親が日本国外で結婚して、その事実が戸籍に記載されていない場合には、まず、婚姻届を提出する必要があります。

○日本の戸籍の名前に使用できるのは、常用漢字、人名漢字、ひらがな、カタカナです。アルファベットや記号(例えばハイフン(-)や中点(・)等)は使用できません。また、お子さまは日本人親の戸籍に入りますので、氏(名字)は日本人親と同じになります。

○届出書には、本籍地、外国人配偶者の名前等を戸籍謄本どおりに正確に記入する必要があります。不明な点は予め確認してください。

○当事務所、大使館又は総領事館で届出書を受理してから、実際に日本の本籍地役場に届いて戸籍が作成されるまで、1か月～2か月程度かかります。